

一般社団・財団法人 代表者 様

長野県総務部情報公開・法務課長

小諸市の感染警戒レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出したことに伴う
メッセージの周知について(依頼)

日ごろより公益活動の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

佐久圏域においては、1月3日に感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。しかし、佐久圏域における直近1週間(12月30日～1月5日)の人口10万人当たり新規陽性者数は30.74人(陽性者数63人、うち小諸市31人)と、その前週の11.71人(陽性者数24人、うち小諸市5人)、前々週の2.92人(陽性者数6人、うち小諸市0人)を上回って推移しており、感染の拡大に歯止めがかかっていません。接待を伴う飲食店での発生や複数の感染経路不明な事例などリスクの高い事例も発生しています。

県としては、医療機関に対する受入病床拡充の依頼や、新たな宿泊療養施設の開設等により、全県における陽性者の受入体制の拡充に努めていますが、佐久圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼしかねません。

このため、現在、レベル4として特別警報を発出している佐久圏域において、とりわけ感染の拡大が顕著な小諸市について、当面1月21日までの間、感染警戒レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出しました。

つきましては、レベルの引上げに当たっての県民及び事業者の皆様に対するメッセージを別添のとおり決定しましたので、貴法人の社員、役員、評議員等の皆様に対し周知していただくようお願いいたします。

情報公開・法務課 法務係 (課長) 神事 正實 (担当) 矢野 萌子 電 話 026-235-7057 (直通) ファクシミリ 026-235-7370 電子メール koeki@pref.nagano.lg.jp
--

小諸市の感染警戒レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出します

令和3年1月6日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

佐久圏域においては、1月3日に感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。しかし、佐久圏域における直近1週間(12月30日～1月5日)の人口10万人当たり新規陽性者数は30.74人(陽性者数63人、うち小諸市31人)と、その前週の11.71人(陽性者数24人、うち小諸市5人)、前々週の2.92人(陽性者数6人、うち小諸市0人)を上回って推移しており、感染の拡大に歯止めがかかっていません。接待を伴う飲食店での発生や複数の感染経路不明な事例などリスクの高い事例も発生しています。

また、佐久圏域における1月5日現在の受入可能病床数に対する入院者の割合は6割を超えているほか、圏域外の医療機関にも7人を搬送している状況であり、**佐久圏域の医療提供体制は逼迫しつつあります。**

さらに、全県に目を向けると、直近1週間(12月30日～1月5日)の人口10万人当たり新規陽性者数は9.37人(陽性者数191人)と、2日続けてこれまでのピークであった7.60人(12月5日～11日、陽性者数155人)を超えており、受入可能病床数に対する入院者の割合は39.1%(137/350床)、実質的な病床使用率(確保病床350床以外に受入を行っている病床を除いたもの)は37.1%、重症者の割合は6.3%(3/48床)となっています。

県としては、医療機関に対する受入病床拡充の依頼や、新たな宿泊療養施設の開設等により、全県における陽性者の受入体制の拡充に努めていますが、佐久圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼしかねません。

このため、現在、レベル4として特別警報を発出している佐久圏域において、とりわけ感染の拡大が顕著な小諸市について、当面1月21日までの間、感染警戒レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出します。

2 小諸市における県の対策強化について

小諸市におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。小諸市にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力をお願いします。

(なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例(令和2年長野県条例第25号)第5条に基づく感染症対策として実施するものです。)

- ① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します
- ② 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します
- ③ 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用停止(休業)・営業時間の短縮について協力を要請します【小諸市相生町1丁目・2丁目・3丁目、大手1丁目・2丁目、赤坂1丁目の一部地区】(1月8日から21日まで)

- ④ 営業時間の短縮等を行った事業者を支援します【小諸市相生町1丁目・2丁目・3丁目、大手1丁目・2丁目、赤坂1丁目の一部地区】
- ⑤ 飲食店の従業員等に対し集中的な検査を行います
- ⑥ 市と連携し感染拡大防止対策などに係る地域の取組を支援します
- ⑦ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します
- ⑧ 公民館等人が集まる公共施設の使用停止を要請します

① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します

(特措法第24条第9項)

小諸市にお住まいの高齢者や基礎疾患のある方等に、人との接触の機会をできるだけ減らすため、医療機関への通院、食料の買い物、職場への出勤、健康の維持に必要な散歩など、生活の維持に必要な場合を除き外出しないよう協力を要請します。小諸市を訪問される場合も同様の対応をお願いします。

また、高齢者や基礎疾患のある方等に感染を広げないように、これらの方と同居されている方は慎重な行動をお願いします。

〔高齢者や基礎疾患のある方等
65歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満(BMI30以上)の方〕

② 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します (特措法第24条第9項)

小諸市にお住まいの方や訪問される方に、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「新型コロナ対策推進宣言」等の実施などを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう協力を要請します。

③ 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用停止(休業)・営業時間の短縮について協力を要請します【小諸市相生町1丁目・2丁目・3丁目、大手1丁目・2丁目、赤坂1丁目の一部地区】(1月8日から21日まで) (特措法第24条第9項)

小諸市相生町1丁目・2丁目・3丁目、大手1丁目・2丁目、赤坂1丁目の一部地区(別紙参照)における酒類の提供を行う飲食店等に対し、次のとおり協力を要請します。

なお、要請の期間は1月8日*から当面21日までとしますが、感染状況により延長する場合があります。

種 類	区 分	要請の内容
接待を伴う飲食店、飲食店 (酒類の提供を行うものに限る) 〔特措法施行令第11条第1項 第11号に該当する施設〕	ガイドライン非遵守	休業
	ガイドライン遵守	営業時間短縮 (5時～20時)
飲食店(酒類の提供を行うものに限る)	—	営業時間短縮 (5時～20時)

※ 8日の営業時間から(営業時間短縮の場合は8日の20時以降)適用

④ 営業時間の短縮等を行った事業者を支援します【小諸市相生町1丁目・2丁目・3丁目、大手1丁目・2丁目、赤坂1丁目の一部地区】

県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者に対し、小諸市と連携して支援します。

⑤ 飲食店の従業員等に対し集中的な検査を行います

感染リスクが高いと思われる飲食店の従業員等に対し、無症状の場合も含めPCR等検査を受けるよう呼びかけ、集中的な検査を実施します。

⑥ 市と連携し感染拡大防止対策などに係る地域の取組を支援します

小諸市と連携し、地域の商店街等が取り組む感染拡大防止対策や風評被害防止対策のための取組等を支援します。

⑦ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

(特措法第24条第9項)

小諸市において、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1000人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様にも、県に事前相談するよう求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するよう協力を要請します。

また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、感染防止策を徹底するよう協力を要請します。

⑧ 公民館等人が集まる公共施設の使用停止を要請します

公民館や集会所など、人が集まる公共施設の使用停止を小諸市に要請します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

施設の使用停止（休業）・営業時間の短縮を要請する施設

種類	施設例	要請の内容
----	-----	-------

● 下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第11号に該当する遊興施設

接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る）	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー ダーツバー パブ ライブハウス カラオケボックス 等	○ガイドラインを遵守していない施設 = 休業を要請 ○ガイドラインを遵守している施設 = 営業時間短縮（5時～20時）を要請
-----------------------------	--	---

● 下記に掲げる食事提供施設

飲食店（酒類の提供を行うものに限る）	居酒屋 食堂 レストラン 等	営業時間短縮（5時～20時）を要請（宅配・テイクアウトを除く）
--------------------	----------------------	--

別紙

